

令和3年 第10回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年9月27日 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員

農業委員会委員（9名）

会長

会長代理

7番	船川由孝
14番	鈴木木栄
1番	矢島清春
2番	大澤年一
3番	奥貫進
4番	江森正之
5番	野村美左緒
6番	倉持昭夫
9番	熊谷隆夫

4 欠席委員（なし）

5 新型コロナウイルスの感染防止のため出席依頼しなかった委員

農業委員会委員（5名）

8番	田中吉雄
10番	山中栄
11番	増田隆司
12番	増田福重
13番	松島政雄

農地利用最適化推進委員（6名）

岡	政美
関	俊男
梅	山友行
石	関功
小	池昭三
小	川肇

6 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

7 その他

・事務連絡

8 事務局

局長 田中孝徳

主査 堀野真一

主任 新井貴美子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様こんにちは。令和3年第10回幸手市農業委員会を開会いたします。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出ておりますので、出席委員を減らすとともに、農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮いただきまして開会することとさせていただきます。

本日の出席委員は9名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり、進めることとなっております。

会長、よろしくをお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第7回、7月の議事録を確認いたします。第7回の議事録についてご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、意見なしということで、第7回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

5番 野村美左緒委員、6番 倉持昭夫委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

住宅地図の①のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 中川崎屋敷前〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積 694㎡、

譲受人 中川崎〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中川崎〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 土地の交換、譲渡理由 土地の交換、譲受人の耕作面積 18,921.42㎡、家族数 4人 耕作者数 2人。

所有権移転となります。

申請理由について説明いたします。

申請地については、現在、譲受人の〇〇氏が耕作しており、また、申請地の西側の〇〇氏所有の〇〇という地番の土地につきましては〇〇氏が耕作していることから、このたび、〇〇氏と〇〇氏で農地の交換をするものであり、今回は〇〇氏の農地を〇〇氏が譲り受けるものであります。〇〇氏の農地の譲渡しにつきましては、次回予定しております。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

◆会長

ただいま説明をしていただきました。

1番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

続いて、2番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図の②をご覧ください。

番号2、土地の所在 上吉羽堀内〇〇外2筆、地目は登記・現況ともに田、面積の合計は1,982㎡、譲受人 権現堂〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 蕨市〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 耕作便利、譲渡理由 経営規模縮小、譲受人の耕作面積 7,368.06㎡、家族数3人 耕作者数 3人。

所有権移転となります。

譲渡人の〇〇氏は、現在、親戚に耕作をお願いしており、農業の経営を縮小していく意向があることから、〇〇氏にこの土地を譲り渡すことにしたそうです。

譲受人の〇〇氏はこの土地が自身の所有している農地に隣接しており、効率的に耕作できることから、この土地を譲り受けることにしたそうです。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

2番の案件について説明をしていただきました。

質問等はございますか。

◆委員

譲渡人の〇〇さんは規模縮小ということですが、実際は農業はやってなく、親戚に頼んでいるとのことですが、まだほかにも農地を持っていて、農業者という扱いになっているわけですか。

◆会長

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

まだ他にも農地はありまして、経営主にはなっています。

◆委員

わかりました。

◆会長

ほかにごございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番の案件は承認されました。

続いて、3番に移ります。事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図の③をご覧ください。

番号3、土地の所在 惣新田中瀬〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積317㎡、譲受人 惣新田〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 惣新田〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 耕作便利、譲渡理由 耕作不便、譲受人の耕作面積 13,183㎡、家族数5人 耕作者数2人。

所有権移転となります。

この土地は接道のない農地であり、周囲の隣接農地は全て〇〇氏が耕作している状況です。譲渡人の〇〇氏は、農地法第3条により〇〇氏にこの土地の耕作をお願いしていましたが、この度、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人の〇〇氏は、この土地が自身の所有している農地に隣接しており、効率的に耕作できることから、この土地を譲り受けることにしたそうです。

なお、農地法第3条による賃貸借権については、9月9日に合意解約済みです。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を満たしていると考えます。

◆会長

3番の案件について、質問等がございますか。

◆委員

譲受人は土建業の方ですよね、農業をきちんとやっているのですか。

◆会長

事務局、現地は耕作されていますか。

◆局長

現地は耕作されております。ご本人にも、別の件で一昨年にお話を伺ったことがありますまして、耕作は建設業と併せてやっていくということです。

◆会長

現地はきちんと作付されているそうです。

ほかにごございますか。

(なしの声あり)

3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。

住宅地図の①のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 中川崎堤〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積879㎡、譲受人 東五丁目〇〇 (株) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 中川崎〇〇 〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、施設の概要 居宅2棟 129.18㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。

所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、建売住宅2棟を建設するものです。

譲渡人の〇〇氏は、農業経営を縮小していく意向があることから、この土地を譲り渡すことにしたそうです。譲受人は、この土地が幸手駅に比較的近く、交通の利便性にすぐれ、また、〇〇小学校及び〇〇中学校にも比較的近く、住環境に優れていることから、子育て世帯からの需要が見込めるため、地権者に交渉したところ、承諾を得ることができ、今回の申請に至ったものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であ

り、住宅の建築が可能ということで、許可の見込まれるものとのことでした。

当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

4番の案件について説明をしていただきました。

質問等はございますか。

(なしの声あり)

4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

4番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○、土地の所在 惣新田○○○○外23筆、地目 畑及び田、面積 21,356.30㎡、新規更新の別 更新、契約期間 10年、作物 野菜及び水稻、権利の種類 使用貸借権設定。

1番の案件は更新申請になります。

貸付人の○○○○氏は、息子である借受人の○○氏に農業経営移譲済みで、息子に耕作をお願いしているとのことであり、今回は更新するものとなります。借受人の○○○氏は、父親の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

補足させていただきますと、農業者年金を受給するに当たり、農業経営を移譲する必要があるため、利用権を設定しているものであります。

◆会長

農用地利用集積計画について説明をしていただきました。

質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、農用地利用集積計画について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

続いて、議案第4号農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

皆様の席上に、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」に対する意見を取りまとめたものを配付させていただいております。

いただいた意見において、〇〇委員からの意見で、指針の前提として幸手市の今後の農業振興の方針や政策が必要だという意見ですが、2月の総会においても回答させていただいたとおり、それが理想だとは思いますが、この指針においては、そこまで求められるものではないと考えております。

次に、新規参入者の経営面積について、2名の委員から意見をいただきましたが、1経営体0.5haについては、0.5haでなければならないのではなく、取得の下限面積を表記したものと考えられます。下限面積0.5haは農地法第3条の要件であるので、特に明記する必要はないと思われまゝ。したがって、修正の提案となりますが、この0.5haに係る部分を除いた形での修正を提案いたします。

続きまして、指針案3ページ目の下から6行目の企業参入について、記載しないほうがよいとの意見を2名の委員からいただきましたが、まずは参入希望のある企業から話を聞くため、窓口は広くしておき、細かい点につきましては、委員同席の上、企業から話を聞く中で確認していくという進め方がよいのではないかと考えています。

よって、参入を受け入れる意思表示は必要であることから、この項目はこのまま残させていただきますと考えております。

修正案を配付させていただいておりますので、ご確認ください。

◆会長

ありがとうございました。

事務局より、2点提案がありましたが、1点目の0.5haの部分を除くという形で修正してよろしいかということと、企業参入のついての記載を残すということですが、意見はございますか。

◆委員

私は、企業という書き方よりも、法人という書き方のほうが適切だと思っております。

◆会長

全国農業会議所や国も企業の参入ということで進めているわけで、こだわる必要はないのかなと思いますが。

◆局長

一般的に用語として広く知れ渡っているという意味で企業ということにしています。

◆会長

とりあえず面積のほうはよろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、これは削除するということにします。

次に企業参入についての記載ですが、〇〇委員の意見としては、少しこだわったほうが、いいのではないかとということですが。

◆委員

法人というほうが適切ではないかと私は思っているのですが。

◆会長

分かりました。

〇〇委員、どうぞ。

◆委員

よろしいですか。法人とか、そういう用語にこだわるのではなく、農協でも、生協でも、非営利団体でも、農地を活用して何かできませんかということだと思います。だからそういう意味で、一般的に用語として知られている企業という言葉でよろしいのではないですか。国もそういうことで企業の参入と言っているのではないですか。

◆会長

私も常々申していますが、農業者人口は減ってきて、これからは外国人なども受け入れて、農業をやっていく可能性はあるわけですから、企業が入らないと農業は守っていけないと思いますので、企業参入の記載は、残すことでいいのではないかと思います。

◆委員

会社が倒産した場合などの対策まで考えなければ、いけないのではないですか。

◆委員

それは実際に起きた場合、皆で話し合えばいいのではないですか。

◆委員

心配があるのは分かりますが、最初から参入の入り口を小さくする必要はないと思います。

◆委員

もう一つ、積極的にという修飾語をつけていますけれども、これですと幸手市として主体的に企業の参入を呼び込んでいく、そういうアクションをするという前提ですよ。

単に門戸を広げておくということではなくて、呼びかけをするということですよ。

◆局長

これは、農業委員会としての指針なので、幸手市としてではなく、農業委員会として企業参入をどうするかということです。

◆委員

幸手市ではなく、農業委員会としての立場でやるということであれば、農業委員会として、企業にどんどんきてくださいという、スタンスでいいのですね。

私は絶対に駄目とか言っているわけではなく、積極的にということになると、今すぐやりましょうとか、そういう意味合いがでると思うのです。

◆会長

そこまで神経質に考える必要はないと思いますが、皆さま、どうですか。

◆委員

やるからには、きちんとした考え方を示さなければいけないと言いたいのです。

◆会長

〇〇委員、どうぞ。

◆委員

〇〇委員、〇〇委員のお考えはよく分かりますが、今、会長と事務局、〇〇委員が言ったように、初期の段階で何でも詰め込んでしまうと話がまとまらない。第1段階で指針としてまとめて、〇〇委員の話は、次の段階でよいのではないですか。

◆委員

心配症なもので、申し訳ないです。

◆会長

全国の指針の中にも、農業委員会が農業後継者の育成、新規就農者や企業に農業を担ってってもらうということがあるわけですから。

大分細部にこだわった意見でしたが、ほかの方は大体よろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、この案を農業委員会の指針として上げるということで。今の2つのことに関してはやむを得ない。そういう形で事務局お願いします。

次回、承認するという事によろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、お願いします。

◆事務局

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用 5 条の届出 1 件報告する。

◆会長

ありがとうございました。

議事の全てが終了しましたので局長にお返しいたします。

◆局長

それでは、事務局から事務連絡となります。

◆事務局

事務局、事務連絡を行う。

◆局長

最後に、閉会に当たりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後 4 時 0 0 分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年11月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 野 村 美左緒

署名委員 倉 持 昭 夫